

別表第1（第24条関係）

一部負担金の減免基準

区分	基準	減額割合又は免除の別	申請期間	適用
第2条 (1)	<p>1 震災、風水害、火災その他の災害（以下「災害」という。）により被保険者等が死亡した場合で、かつ、当該事由により新たに世帯主となるべきもの又は支払の義務を継承する相続人において一部負担金の支払いが困難であると認められるとき。</p> <p>2 災害により世帯主が障害者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）になった場合において一部負担金の支払が困難であると認められるとき。</p> <p>3 災害により被保険者等の所有に係る住宅又は家財について受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべきものを除く。以下「損害金額」という。）がその住宅又は家財の価格の10分の3以上、かつ、被保険者等の前年中の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額の合算額（以下「合算合計所得金額」という。）が1,000万円以下の場合において、次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 損害金額がその住宅又は家財の価格の10分の5以上で合算合計所得金額が500万円以下の場合</p> <p>(2) 損害金額がその住宅又は家財の価格の10分の5以上で合算合計所得金額が750万円以下の場合</p> <p>(3) 損害金額がその住宅又は家財の価格の10分の5以上で合算合計所得金額が750万円を超える場合</p> <p>(4) 損害金額がその住宅又は家財の</p>	<p>不足する一部負担金の範囲内で減額又は免除</p> <p>不足する一部負担金の範囲内で減額又は免除</p> <p>免除</p> <p>2分の1</p> <p>4分の1</p> <p>2分の1</p>	<p>災害を受けた日の属する月から6月以内の期間</p>	<p>申請した日の属する月から6月の間の一部負担金について適用する。</p>

	<p>価格の10分の3以上の10分の5未満で合算合計所得金額が500万円以下の場合</p> <p>(5) 損害金額がその住宅又は家財の価格の10分の3以上10分の5未満で合算合計所得金額が750万円以下の場合</p> <p>(6) 損害金額がその住宅又は家財の価格の10分の3以上10分の5未満で合算合計所得金額が750万円を超える場合</p>	<p>4分の1</p> <p>8分の1</p>		
<p>第2条 (2)</p>	<p>干ばつ、冷害、凍霜害等にあたって農作物の減収による損失額（農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を除く。）の合計額が平年における当該農作物による収入額の10分の3以上、かつ、合算合計所得金額が1,000万円以下の場合（当該合算合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超える場合を除く。）において、次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 合算合計所得金額が300万円以下である場合</p> <p>(2) 合算合計所得金額が300万円を超え400万円以下である場合</p> <p>(3) 合算合計所得金額が400万円を超え550万円以下である場合</p> <p>(4) 合算合計所得金額が550万円を超え750万円以下である場合</p> <p>(5) 合算合計所得金額が750万円を超える場合</p>	<p>免除</p> <p>10分の8</p> <p>10分の6</p> <p>10分の4</p> <p>10分の2</p>	<p>干ばつ等の被害を受けた日の属する月から6月以内の期間</p>	<p>申請した日の属する月から6月の間の一部負担金について適用する。</p>
<p>第2条 (3)</p>	<p>被保険者等が事業又は業務の休廃止、失業等によりその年の所得（失業保険金等を含む。以下同じ。）の見込額が前年中に比して10分の5以上の減収が見込まれ、かつ、被保険者等の属する世帯の構成員の収入の月額の場合</p>		<p>当該事情が生じた日の属する6月以内の期間</p>	<p>申請した日の属する月から6月の間の一部負担金につ</p>

	<p>計額（以下「実収入月額」という。）が生活保護法における認定基準を参考にして定めた基準生活費の100分の110を乗じて得た額。（以下「基準生活費」という。）を超える世帯のうち、実収入月額が基準生活費と当月中の一部負担金所要見込額との合算額以下の世帯で一部負担金不足額（一部負担金所要見込額から一部負担金充当額（実収入額から基準生活費を控除した金額をいう。）を控除した金額をいう。）の一部負担金所要見込額に対する割合（以下「減額割合」という。）が次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 減額割合が0を超え0.3以下の場合</p> <p>(2) 減額割合が0.3を超え0.6以下の場合</p> <p>(3) 減額割合が0.6を超え1.0以下の場合</p> <p>(4) 減額割合が1.0を超える場合</p>	<p>10分の2</p> <p>10分の4</p> <p>10分の6</p> <p>免除</p>		<p>いて適用する。</p>
--	---	--	--	----------------

別紙第2（第24条関係）

区分	基準	適用
徴収猶予に該当する場合	第2条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者で徴収猶予する期間内において徴収猶予する一部負担金相当の収入が生じる見込みがあるもの	申請した日の属する月から6月の間の一部負担金について適用し、徴収猶予する期間は、徴収猶予の適用を受けた日の翌月から各々6月以内とする。